

辰野町
重層的支援体制整備事業
実施計画(案)

令和 8 年 7 月
辰野町 保健福祉課

目次

はじめに.....	1
第1章 重層的支援体制整備事業とは.....	2
(1)事業の概要.....	2
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画.....	5
(1)計画の位置づけ.....	5
(2)計画期間.....	6
(3)計画の推進体制.....	6
第3章 辰野町における各事業の実施体制について.....	7
(1)相談支援事業.....	7
(2)参加支援事業.....	9
(3)地域づくり事業.....	9
(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援.....	10
(5)多機関協働事業(支援プランの作成).....	10
巻末資料「辰野町重層的支援体制整備事業に資する取組」.....	13

はじめに

国は、人口減少や少子高齢化の進行により地域の支え合い機能が弱まり、複雑化・複合化した生活課題が増えている状況を踏まえ、社会福祉法(以下「法」という。)を改正し「重層的支援体制整備事業」を創設しました。この制度は令和3年4月に施行され、その後、全国の自治体で体制整備が進められてきました。

この事業は、複雑化・複合化した課題及び制度の狭間にある地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指すものです。

辰野町では、この事業を実施するにあたり、総合相談窓口等を新たに設置するのではなく、庁内関係部署、関係機関等が、既存の取組みを活用して連携体制を強化し、令和6年3月に第3次辰野町地域福祉計画に掲げた基本理念「ともに理解し支え合う 光と笑顔があふれる 福祉のまち たつの」の実現に向け、具体的な支援体制を構築し、令和8年7月から本事業の効果的な実施のため「辰野町重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

第1章 重層的支援体制整備事業とは

(1) 事業の概要

重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」といいます。)は、地域主体で行われている既存の取組を活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施をすることで、支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものです。

また、近年では社会的孤立や育児と介護のダブルケア(※1)、8050問題(※2)など、一つの世帯に複数の課題が存在する複雑化・複合化したケースが顕在化しており、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の制度では十分なケアが困難になっています。このようなケースについて寄り添った支援が行えるよう、重層事業により包括的な支援体制を整備していきます。

なお、本事業で一体的に実施する支援事業は図1のうち以下の3つです。

第1号「相談支援事業」

👉 本人や世帯の世代や属性を問わず相談を受け止め、世帯の課題やニーズを把握する事業

第2号「参加支援事業」

👉 本人や世帯の状態に応じて、様々な体験等を通じて社会とのつながりをつくる事業

第3号「地域づくり事業」

👉 住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境を整備する事業
これら3つの事業をより効果的かつ円滑に実施するため、図1の第4号から第6号までの機能を重ね、連携させることで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成を目指します。(具体的な実施体制については P7「第3章 辰野町における各事業の実施体制について」を参照)

第4号「アウトリーチ等を通じた継続的支援」

👉 訪問等により本人と継続的につながるための信頼関係を構築する機能

第5号「多機関協働」

👉 本人や世帯を取り巻く複数の支援機関の役割を調整する機能

第6号「支援プランの作成」

👉 第5号により支援が必要と判断された場合に、提供する支援の種類や内容等が記載された支援プランを作成する機能

【用語の定義】

※1 「ダブルケア」

育児と親や親族の介護が同時期に重なる状態で、身体的、精神的、経済的な負担が大きい社会問題。

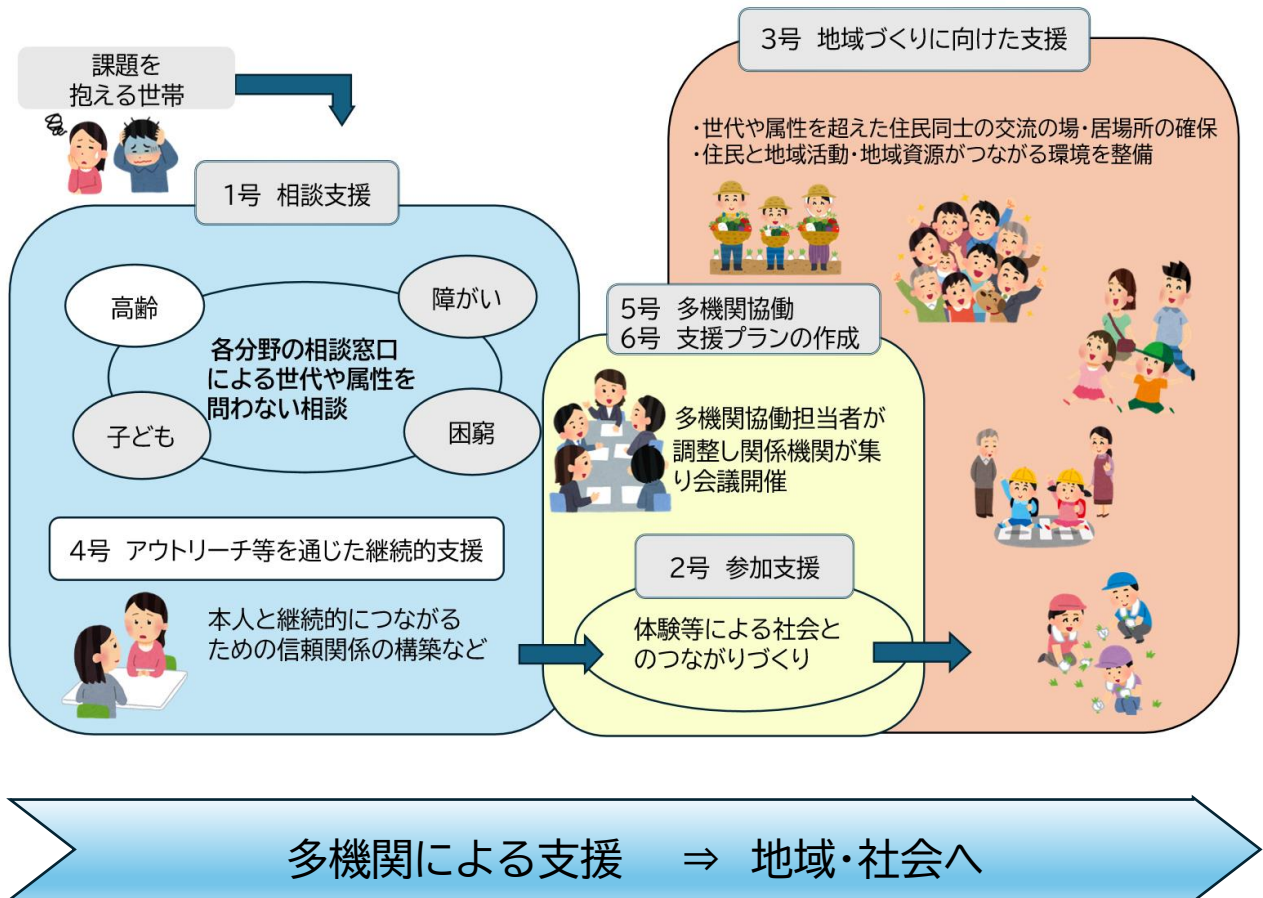
※2 「8050 問題」

80 歳代の親と 50 歳代の無職の子どもが同居したまま高齢化し、経済的に困窮・孤立する社会問題。

【図1 法第106条の4第2項】

重層的支援体制整備事業（以下の各号をすべて実施）			
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援（相談支援事業）	【高齢】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障がい】障害者相談支援事業
	ハ		【子供】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援（参加支援事業）	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）	【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【高齢】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【子供】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	新
第5号		多機関協働	新
第6号		支援プランの作成	新

【図2 重層的支援体制整備事業全体イメージ】



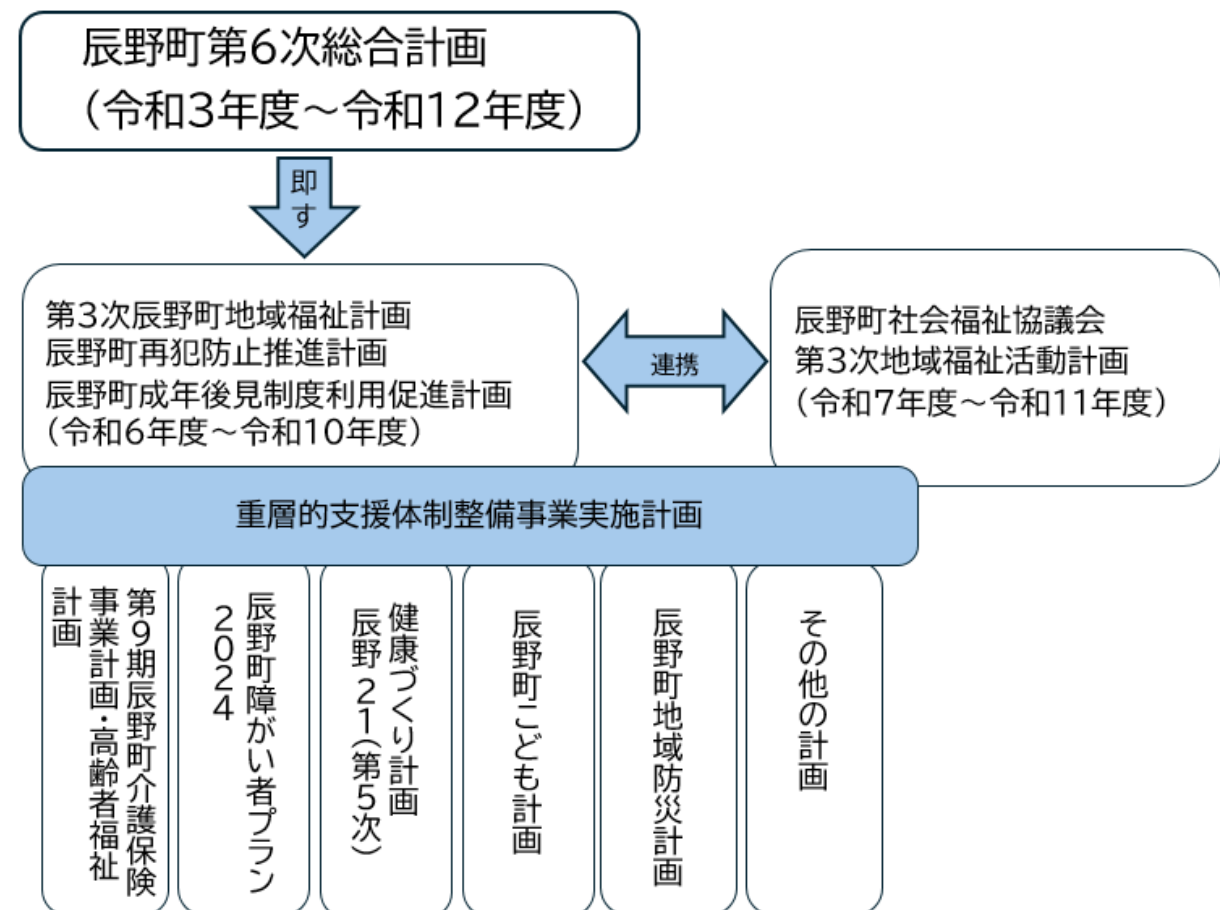
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 計画の位置づけ

本計画は、重層事業の実施にあたり、法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、第3次辰野町地域福祉計画における「地域共生社会の実現」「SDGsの推進」等に資する計画であることから、地域福祉計画の具体的な計画として位置づけし、今後地域福祉計画に包含する予定としています。そのため、地域福祉計画と同様に各分野の個別計画、それらの上位計画である総合計画及び地域福祉の推進を目的とする団体である辰野町社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画等との整合性・調和を図りながら推進していきます。

【図3 辰野町のお他計画との関係】



(2) 計画期間

本計画の計画期間は事業開始の2026年度から第3次辰野町地域福祉計画の終期である2028年度までの3年間とします。2029年度以降は第4次辰野町地域福祉計画へ包含し、評価・見直しについても合わせて行う予定です。

【図4 計画期間】

計画	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
辰野町 地域福祉計画	← 第3次 →					第4次
辰野町 重層的支援 体制整備事業			← 実施計画 →			

(3) 計画の推進体制

本計画は、地域福祉計画の附属計画として位置づけることから、地域福祉計画同様、地域福祉に関わる多様な主体と行政が一体となり、複雑化・複合化する地域生活の課題を把握し、その解決に向けて連携・協働を深めながら計画を推進していきます。

第3章 辰野町における各事業の実施体制について

(1) 相談支援事業

相談支援事業(包括的相談支援)は、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野ごとの縦割りを超えて、「属性を問わない相談」を包括的に受け止める事業です。相談者本人や家族が「どこに相談したらよいかわからない」ような、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の相談に対し適切な支援につなぐ役割を担い、包括的に支援することで複数の課題を一体的に把握し、受け止めた相談内容に応じて、専門的な支援機関(※1)や多機関協働担当者(※2)へとつなぎ、解決を図ります。

① ささまる隊

相談支援窓口担当で構成されるささまる隊は、「まるごとささえる」という意味を含み命名しました。

関係機関(※3)から「つなぎメモ」(※4)などで情報提供があった場合、支援機関と連携するなど支援の方法を検討し、相談内容から課題が複雑化・複合化していることが判明し、相談支援窓口や支援機関のみでは対応が困難な場合や既存の連携体制で対応できるか判断に迷う場合は、必要に応じて相談内容を多機関協働担当者へつなぎます。

また、「リンクネット会議」に参加し、情報共有や必要な助言を行う、連携体制の把握や体制についての検討を多機関協働担当者と一緒にを行うほか、重層事業にかかる研修等への協力も行います。

◆ 支援の主担当が決まらない場合

「さぼネット会議」で支援の主担当となる相談支援窓口が決まらない場合は、会議の意見を踏まえて多機関協働担当者が設定します。なお、当該ケースの状況によっては主担当となる相談支援窓口を途中で変える等、実態に合わせて円滑に支援を実施します。

◆実用性の高い事業運用に向けて

3種類の会議体のうち「さぽネット会議」、「たつのまるごと会議」については、対象ケースの個人情報共有をすることができますが、情報の共有には相談支援窓口や支援機関が使用している既存の相談票等を活用することで、情報提供のための書類作成の負担を軽減します。

この他、相談支援窓口が所管する既存の会議体を活用する等、重層事業が支援機関の負担を増やさないよう、実用性の高い事業の整備に努めます。

【用語の定義】

※1 支援機関:必要に応じた対象者にサービスや支援を提供する、行政や民間団体を含む多様な機関

※2 多機関協働担当者:保健福祉課に配置されている重層推進室担当者

※3 関係機関:住民が抱える複雑化・複合化した課題に対し、属性(年齢や障害の有無など)の壁を越えて包括的・一体的な支援を行うために連携・協働する、行政や民間団体を含む多様な機関

※4 つなぎメモ:関係機関が受け止めた本人からの相談等が、高齢、障がい、子ども、生活困窮に関連している場合に、相談支援窓口や多機関協働担当者と情報共有を正確かつ効率的に連携するためのものです。

(2)参加支援事業

参加支援事業は、不登校やひきこもり、虐待、ダブルケア、8050問題、外国人居住者など、複雑化・複合化した課題を抱え社会から孤立している世帯や、年齢要件に当てはまらないなどの理由により既存の制度の狭間にいる人を対象とし、人々との交流やコミュニケーションのための居場所をはじめとして、ボランティア活動などの社会貢献から就労支援に至るまで、様々な社会参加を通じて地域とのつながりをつくる事業です。対象者が参加支援を通じて新しい経験や挑戦をすることで、自身の能力や価値を実感し、孤立から脱却することを目指します。これにより、本人が社会とつながり視野が広がることで、社会的な自立につながるとともに、社会全体が困難を抱える世帯に関心を持つ機会となり、虐待や8050問題などの複雑化・複合化した課題の根本的解決にも寄与することが期待されます。

(3)地域づくり事業

地域づくり事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の分野ごとの地域づくりに向け、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場の機会創出や居場所を確保するなどの支援を実施します。また、これらの支援における関係者が集い関係性を深める場(プラットフォーム)や、住民と地域の多様な活動とのつながりが生まれる環境の整備を推進します。これらの支援により、居場所・交流・参加・学びの機会を生み出し、社会参加を促すことで孤立を防ぐとともに、様々な担い手が出会い、住民主体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に生まれる地域の醸成を図ります。

また「(2)参加支援事業」における支援メニューの充実に向けては、地域づくり事業の取組を通じて、地域にある社会資源を把握し連携・協働を図る中で、多様なニーズに対応した社会資源づくりに取り組むなど、本人の状態や希望に沿った支援が実施できるよう、支援メニューの拡充を図ります。

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援

自ら相談の窓口に行けない方やひきこもりなどにより、支援につながることに拒否的な人など必要な支援が届いていない人に対して、アウトリーチ(訪問・電話等、本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ)を通じて、本人との関係づくりを行い、適切な支援につなげ、継続的な相談支援を行います。

本人との関係づくりにおいて、支援機関と連携が必要な場合は、「さぼネット会議」を活用して、多職種連携によるチームアプローチに取り組みます。信頼関係の形成が図られ、支援同意が得られた場合は「たつのまるごと会議」に移行します。

(5)多機関協働(支援プランの作成)

関係者の連携を円滑に行うなど、既存の支援機関をサポートし、包括的相談支援体制を構築するものです。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した地域生活課題を解決するために、多機関協働事業において相談を受け付け、支援プランを作成し、支援機関と連携しながら、支援プランに基づき支援を行います。

また、さぼネット会議・たつのまるごと会議を開催し、支援機関の役割分担や支援の方向性、終結について協議し、相談支援のコーディネートを行います。

その他、関係職員等のスキルアップのための研修等の開催や、包括的な支援体制を構築できるよう庁内連携や支援機関との連携の強化を図ります。

①多機関協働担当者と3つの会議の役割

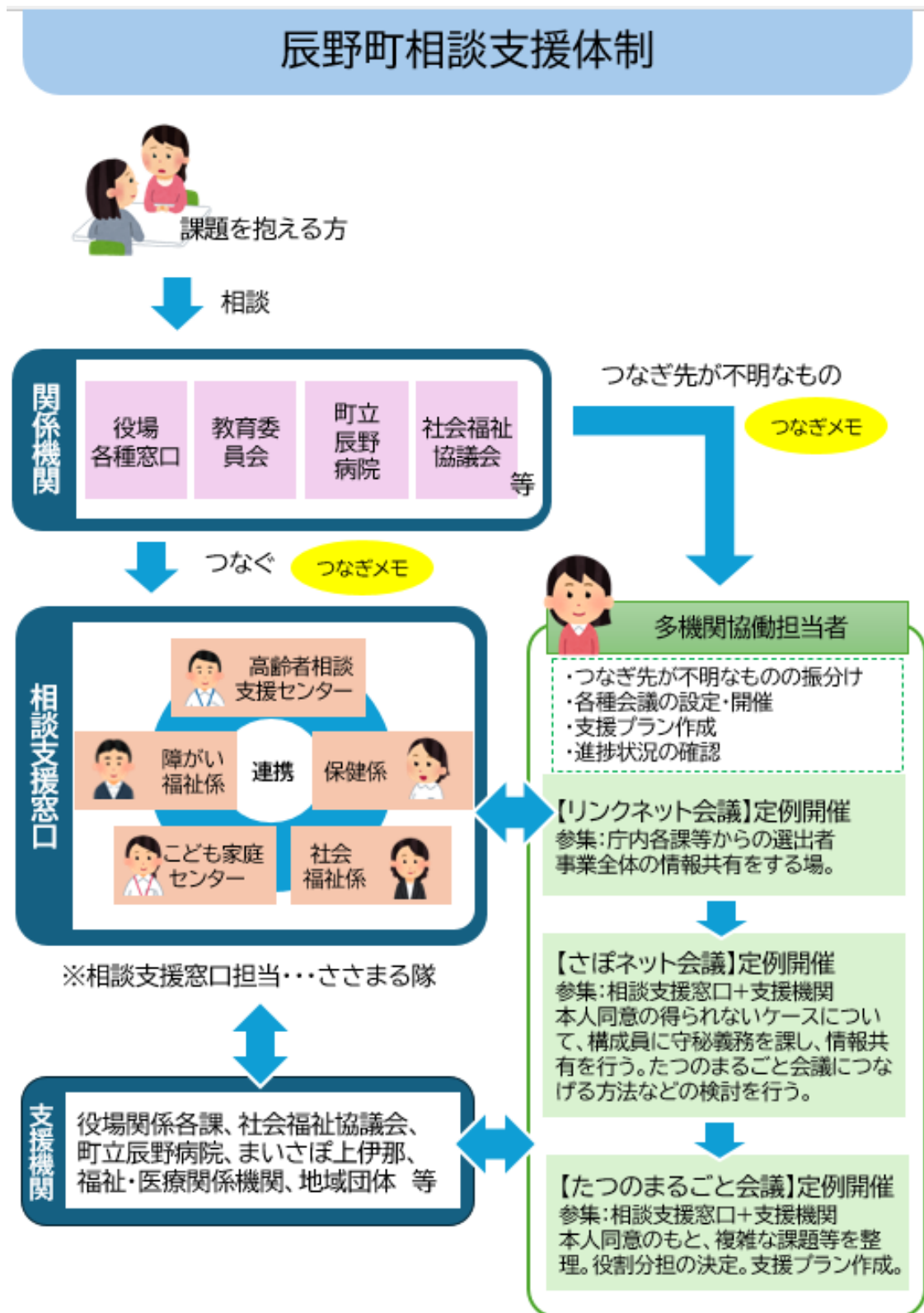
包括的な相談支援体制の中で受けとめた相談のうち、既存の連携体制や相談先の窓口のみでは対応が困難な複雑化・複合化したケース等については、相談支援窓口や関係機関から相談を受けた多機関協働担当者が支援機関を招集して会議を開催し、組織的に課題の解決にあたります。

多機関協働担当者は、目的や出席者の規模などを確認しながら会議を主催し、問題解決に向けた整理等を行うほか、各ケースの調整役を担い、重層事業に関わる関係者の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行い、重層事業に関わる関係者との連携を図るとともに事業を円滑に進めます。

なお、辰野町の重層事業では、多機関協働を円滑にするために、目的が異なる3種類の会議体を設置します。これにより緊急度や情報の機密性に応じた迅速な対応と、個別の深い支援計画の策定を両立させ、多機関が連携して切れ目のない支援体制を構築します。

<p>リンクネット会議 辰野町による「任意会議」</p>	<p>■ 参集範囲：庁内各課等からの選出者 ○事業全体の情報共有をする場。 ・関係機関で組織し、現状把握や体制整備及び強化の検討等を行うほか研修などの企画を行う。</p>
<p>さぽネット会議 法第106条の6による「支援会議」</p>	<p>■ 参集範囲：相談支援窓口+支援機関 ○本人同意が得られないケースに対して、構成員に守秘義務を課し情報共有を行う会議。 ・たつのまるごと会議につなげる方法などの検討を行う。</p>
<p>たつのまるごと会議 法第106条の4第2項第5号の多機関協働事業として実施する「重層的支援会議」</p>	<p>■ 参集範囲：相談支援窓口+支援機関 ○本人同意のもと、個人情報共有し複雑な課題等を整理、役割分担の決定、支援プラン作成をする会議。 ・役割に基づき支援を実施。</p>

【図5 支援連携】



巻末資料 「辰野町重層的支援体制整備事業に資する取組」

本計画の実施体制として、事業ごとの具体的機関(事業)や主な役割等については、次の表のとおりとします。

(1)相談支援事業(第1号)

ア 地域包括支援センター運営事業【高齢】 <法第106条の4第2項第1号のイ>

事業担当	保健福祉課(高齢者相談支援センター)
事業内容	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成などの様々な支援を行う。
主たる支援対象者	65歳以上の高齢者及びその家族等
実施方式	直営
主たる支援機関	保健福祉課

イ 障害者相談支援事業【障がい】 <法第106条の4第2項第1号のロ>

事業担当	保健福祉課(障がい福祉係)
事業内容	生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第2条に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、対象者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の対象者の権利擁護のために必要な援助を行う。
主たる支援対象者	障がい者及びその家族等
実施方式	直営・委託
主たる支援機関	保健福祉課 上伊那圏域障がい者総合支援センター「きらりあ」

ウ 利用者支援事業【子ども】 <法第106条の4第2項第1号のハ>

事業担当	子育て応援課(こども家庭センター・子育て政策係)
事業内容	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。 【こども家庭センター】 「こども家庭センターガイドライン」(令和6年3月30日付)に基づき業務を行うものとし、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の補助及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもとその家庭(妊産婦を含む)に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的支援を切れ目なく実施する。
主たる支援対象者	町内在住の子どもとその家庭(妊産婦含む)
実施方式	直営
主たる支援機関	子育て応援課 子育て支援センター内「町の保健室」

エ 自立相談支援事業【生活困窮】 <法第106条の4第2項第1号のニ>

事業担当	保健福祉課(社会福祉係)
事業内容	一時的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、県との連絡調整、自立支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。
主たる支援対象者	生活困窮者(生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人)
実施方式	直営・委託
主たる支援機関	保健福祉課 上伊那福祉事務所 辰野町社会福祉協議会 生活就労支援センター まいさぼ上伊那

(2)参加支援事業(第2号) <法106条の4第2項第2号>

事業担当	保健福祉課(重層推進室)
事業内容	相談支援で掘り起こされた支援対象者やその世帯の抱える課題等を把握し、就労体験、交流体験等の地域の社会資源や支援メニューの受け皿を整備し、地域への参加ができるようつなげる。
主たる支援対象者	社会参加支援に向けた既存の支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人
実施方式	直営
主たる支援機関	保健福祉課

(3)地域づくり事業(第3号)

ア 地域介護予防活動支援事業【高齢】 <法第106条の4第2項第3号のイ>

事業担当	保健福祉課(高齢者相談支援センター)
事業内容	サロンなど住民主体による通いの場づくりを支援するとともに、自主的な通いの場が継続できるよう支援を行うとともに、介護予防に関する知識技能を持った講師等の派遣を行う。 1 ふれ愛サロン 2 地域介護予防活動支援事業補助金 3 介護予防ボランティアポイント
主たる支援対象者	65歳以上の高齢者
実施方式	直営・委託
主たる支援機関	保健福祉課 町内17区 各活動団体

イ 生活支援体制整備事業【高齢】 <法第106条の4第2項第3号のロ>

事業担当	保健福祉課(高齢者相談支援センター)
事業内容	ボランティア団体、NPO法人、民間企業など多様な主体が生活支援や介護予防サービスを提供する体制の構築を目指し、生活支援等のサービスの資源開発や担い手の養成、地域のネットワーク形成(たつのつながる協議体)などを行う。生活支援コーディネーターを辰野町社会福祉協議会に配置して、支え合いの地域づくりを推進する。
主たる支援対象者	地域住民や団体等
実施方式	委託
主たる支援機関	辰野町社会福祉協議会

ウ 地域活動支援センター設置事業【障がい】 <法第106条の4第2項第3号のハ>

事業担当	保健福祉課(障がい福祉係)
事業内容	障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等の通いによる創作的活動等の機会を設ける。また、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化に向けた調整や障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。
主たる支援対象者	障がい者等及びその家族等
実施方式	委託
主たる支援機関	地域活動支援センター

エ 地域子育て支援拠点事業【こども】 <法第106条の4第2項第3号のニ>

事業担当	子育て応援課(こども家庭センター・こども保育係)
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報の提供・助言その他の援助を行う。 1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2 子育て等に関する相談、援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 5 その他子育て支援に資する事業の実施
主たる支援対象者	町内在住の子どもとその家庭
実施方式	直営
主たる支援機関	子育て応援課 子育て支援センター「ちびっこ愛ランド」

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【生活困窮】

<法第106条の4第2項第3号>

事業担当	保健福祉課(社会福祉係)
事業内容	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。
主たる支援対象者	地域において多様なニーズを抱える人・世帯等
実施方式	直営・委託
主たる支援機関	保健福祉課 上伊那福祉事務所 辰野町社会福祉協議会 生活就労支援センター まいさぼ上伊那

(4)アウトリーチ事業(第4号) <法第106条の4第2項第4号>

事業担当	保健福祉課(重層推進室)
事業内容	関係機関、支援機関及び地域との連携を通じた情報収集と対象者の把握、訪問等のアウトリーチによる関係機関や支援機関に向けた継続的な働きかけ、リストの作成や更新、本人及び世帯に寄り添った伴走型支援、支援機関へのつなぎを行う。
主たる支援対象者	ひきこもりやセルフネグレクトなど、潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯等
実施方式	直営
主たる支援機関	保健福祉課 子育て応援課(こども家庭センター) 庁内各課 町立辰野病院 辰野町社会福祉協議会 生活就労支援センター まいさぼ上伊那 民生児童委員 等

(5)多機関協働事業(第5号) <法第106条の4第2項第5号>
 支援プランの作成(第6号) <法第106条の4第2項第6号>

事業担当	保健福祉課(重層推進室)
事業内容	<p>高齢、障がい、こども、生活困窮といった分野別の相談支援体制の適切な役割分担を図り、地域全体の包括的な支援体制を構築する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談受付 2 世帯全体のアセスメント 3 支援プランの作成 4 さぼネット会議・たつのまるごと会議の開催 5 支援状況の進捗管理 6 支援の評価
主たる支援対象者	複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある人とその世帯等
実施方式	直営
主たる支援機関	<p>保健福祉課 子育て応援課(こども家庭センター) 庁内各課 町立辰野病院 辰野町社会福祉協議会 福祉関係事業所 医療関係事業所 等</p>